

ショッピングカートの検査マニュアル

制定 昭和50年 3月10日
改正 昭和59年 1月10日
改正 平成元年 4月10日
改正 平成15年 9月 1日
改正 2008年12月 1日
改正 2010年10月 1日
改正 2013年 2月12日

一般財団法人 製品安全協会

I. この検査マニュアルは、「ショッピングカートのSG基準:2013年 2月 5日改正」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは、当該関係者、製品安全協会、委託検査機関等によって検討する。

II. 適用範囲

- (イ) 家庭用品品質表示法に定めるショッピングカートと同様とする。
- (ロ) つえ等の福祉用具機能を併せもつものは適用範囲外とする。
- (ハ) 図1にあるように、1つの車軸に対して複数の回転軸/車輪が付いたものは適用範囲外とする。
- (ニ) バッグに直接車輪が付いているものは、家庭用品品質表示法のキャリーバッグとして分類されるため、適用範囲外とする。
- (ホ) バッグ部が後付けのもの(フレームだけのもの)は適用範囲外とする。

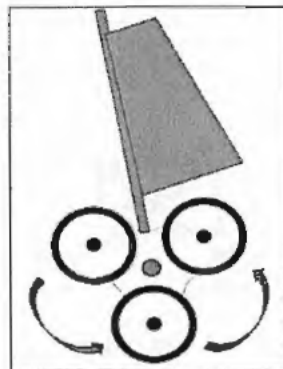


図1. 1つの車軸に対して複数の回転軸/車輪が付いたもの

III. 形式分類

- (イ) 「引っ張り式」「前押し式」「横押し式」の形式分類のいずれかに該当し、それぞれの形式分類間の兼用型は認めないものとする。
- (ロ) 「横押し式」を除き、前後車軸間距離300mm未満のものは「引っ張り式」として扱うものとする。

IV. 安全性品質

1. (1) 基準

「変形等」とは、著しい曲がり、傾き、設置面でのがたつき又はき裂、破損などをいう。

1. (2) 基準

「著しく突出していない」とは、被服などが容易にひっかからない形状であることをいう。

1. (3) 基準

「人体に触れる部分」とは、折りたたむ時や持ち運ぶ時に手で触れる可能性のある部分をいい、バッグ底面やフレーム等の裏面のボルト・ナット等の手が触れる可能性のある部分も含む。

1. (4) 基準確認方法

「使用中容易に緩まない構造」は、6. 走行耐久性試験を行ったとき、調節部が緩まないことを確認する。

1. (5) 基準確認方法

固定用のロックが付いているものは、折り畳む方向に100Nの力を加えた後、外れたり、折りたたまれないことを確認する。この時に、車輪が浮く場合は車輪部を固定して行う。

なお、前押し式のものにあつては、①～④の状態にした時に100Nの力を加えて、折りたたまれないことを確認する。また、⑤については、バッグに載荷重相当の重りを入れて、ハンドルと前方フレームを持ち上げて確認する。

①図2 aに示すように座面の上方からそれぞれに力を加える。

②図2 bに示すように前車輪を壁等に押し当てた状態で、ハンドル前方に力を加える。

③図2 cに示すように前車輪だけを持ち上げるように、ハンドル下方に力を加える。

④図2 dに示すように後車輪だけを持ち上げるように、ハンドル上方に力を加える。

⑤図2 eに示すように、ハンドルと前方フレームを上方に持ち上げる。

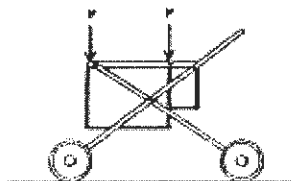


図2 a

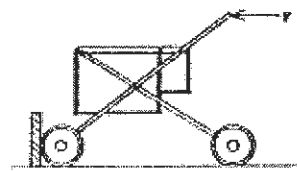


図2 b

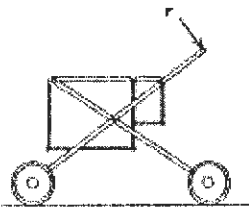


図2 c

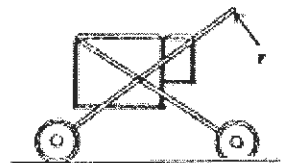


図2 d

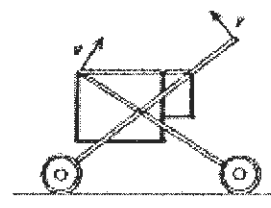


図2 e

1. (6) 基準確認方法

(イ) ①バッグに最大積載質量相当の重りを入れた状態で、本体を5°の傾斜台に車輪の向きを傾斜下方向に合わせるように製品を載せる。②駐車ストッパをかけた状態で、前後方向のそれぞれについて車輪が回転しないことを確認する。(車輪がロックされた状態で、傾斜板表面と車輪表面の摩擦抵抗限界を超えて傾斜面下方にずれが生じる場合は可とする)

(ロ) 傾斜板の表面粗さは、ラワン合板又はこれと同程度の粗さを有するものであること。また、傾斜板の強度は、バッグに載荷重相当の重りを入れた製品を載せたとき、著しいたわみを生じない構造であること。

1. (7) 基準確認方法

(イ) 水平な床上で約5mを通常の歩く速さで直進させたとき、使用上支障のある車輪の著しい振れがなく、直進性を妨げる偏りがないことを確認する。このとき、車輪に可動防止機構のあるものは可動防止機構をかけない状態で確認する。

(ロ) この試験は 4. (4) ねじれ強度試験後に行う。

1. (8) 基準確認方法

(イ) 進行方向に対して後輪側は直進向きに固定されて（進行方向が変えられない）いることを確認する。

(ロ) 前輪にキャストを有するものは進行方向に対して直進向きに固定する可動防止機構を備えていることを確認する。

(ハ) キャスタとは、進行方向を変える車輪を言う。

2. (1) 基準確認方法

(イ) 最大地上高さの測定は、ハンドルが折り畳み式のものにあつては使用状態、また、ハンドルが伸縮式のものにあつては、最も伸ばした状態で行う。

なお、以降の試験は全てこの状態で確認すること。

(ロ) 測定する箇所は、ハンドルにぎり中央の上面から床面までの最短距離とする。

(ハ) スケール等とは、鋼製直尺又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

2. (2) 基準確認方法

(イ) 測定は、全車輪について行う。

(ロ) スケール等とは、ノギス又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

2. (3) 基準確認方法

(イ) 車輪距離の測定は、左右の車輪（タイヤ）幅の中央からの距離を測定する。

(ロ) 4輪のものにあつては前輪及び後輪について行う。

なお、引っ張り式のもので前輪と後輪を有するものにあつては、引っ張る時に身体に近い側の左右の車輪距離が240mm以上であること。

(ハ) スケール等とは、鋼製直尺又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

2. (4) 基準確認方法

(イ) 車軸距離の測定は、前後の車輪（タイヤ）の中央間の距離を測定する。

(ロ) スケール等とは、鋼製直尺又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

3. (1) 基準確認方法

(イ) 載荷重相当の重りは、載荷重相当の質量の砂や金属玉等が入った袋（積載面の形状に沿わせて置くことができるものが望ましい）等で試験を行うものとする。

なお、重りの密度（体積当たり質量）は特に規定しない。

前押し式のものの重りの詰め方は、バッグの底から約15cmの高さまで発泡スチロールをほぼ等分布に詰めて、その上に重りをほぼ等分布になるように入れる。

ただし、バッグのふたまで重りが上にはみ出すものは、発泡スチロールの高さを重りが出ない高さまで調節（15cm以下）する。

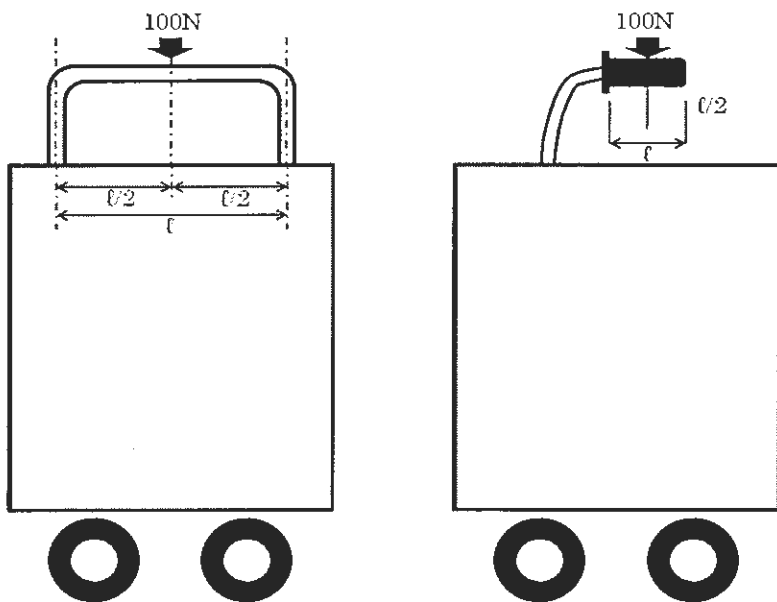
(ロ) 傾斜板の表面粗さは、ラワン合板又はこれと同程度の粗さを有するものであること。また、傾斜板の強度は、バッグに載荷重相当の重りを入れた製品を載せたとき、著しいたわみを生じない構造であること。さらに、傾斜板に取り付ける当て板は高さ約1cmとする。

(ハ) キャスタ機構を有するものは車輪の向きを直進状態に調節すること。前押し式及び横押し式のものにあつては、駐車ストッパをかけた状態で試験を行う。

(ニ) 前輪側と後輪側で車輪距離が異なる場合には、車輪距離が広い側の車輪を当て板にあて、傾斜面に対して平行となるように製品を設置する。

3. (2) 基準確認方法

- (イ) 図3に示す通り、片持ち式ハンドルのものにあつては、グリップ（握り）部の中央に100Nの力を加えて試験を行う。
- (ロ) 100Nの力を加える部分にハンドル伸縮機構ボタン等が存在する場合には、当該部分をカバーする軽量なアタッチメントを取り付けて試験を行う。
- (ハ) 左右兼用で使用できるもの（外観上左右の区別（内側・外側の区別）できないものを含む）については、左右両側についてそれぞれ4°の傾斜で試験を行う。
- (ニ) 前輪側にキャスト構造を有するものは車輪の向きを直進状態に固定して行うこと。
- (ホ) 駐車ストoppaをかけた状態で試験を行う。
- (ア) 傾斜板の表面粗さは、ラワン合板又はこれと同程度の粗さを有するものであること。また、傾斜板の強度は、製品に100Nの力を加えたとき、著しいたわみを生じない構造であること。さらに、傾斜板に取り付ける当て板は高さ1cmとする。



(両持ちハンドル)

(片持ちハンドル)

図3. ハンドル部荷重安定性試験の荷重箇所

4. (1) 基準

この試験を適用する構造、適用しない構造の事例を以下の通り図示する。

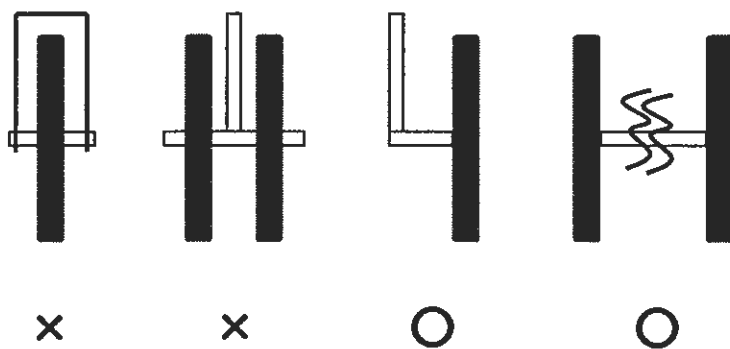


図4. 車輪の取付強度試験を適用する構造、適用しない構造の例

力を加えるとき、ショッピングカートが移動して車軸に対し直角かつ床面に垂直に力を加えることができない場合は、フレーム及び支え脚を固定して試験を行う。

4. (2) 基準確認方法

ハンドル握り及び取っ手の試験は同一ショッピングカートで行うものとし、ハンドル握り、取っ手の順序で行う。(取っ手を有するものの場合)

4. (3) 基準確認方法

(イ) 力を加える部分にハンドル伸縮機構ボタン等が存在する場合には、当該部分を覆う軽量なアタッチメントを取り付けて試験を行う。

(ロ) ハンドルの角度が変えられるものにあつては、最も寝かせた角度で行う。また、ハンドルの高さが変えられるものにあつては、ハンドルを最大高さに調整した状態で行う。

4. (4) 基準確認方法

(イ) バーはハンドルに力を加えたときに緩まないように確実に固定し、ハンドルに固定したバーのハンドル中央から500mmの位置にばねばかりなどの器具により力を加える。

(ロ) 片持ち式ハンドルのものにあつては、グリップ(握り)中央部から500mmの位置にばねばかりなどの器具により力を加える。

(ハ) 変位量の測定は、荷重点に重錘などを懸下し、重錘などの先端の軌跡の最短距離を測定するか、又は、図5の参考例のような方法で行ってもよい。

(ニ) 本体固定位置は路面から300mmの高さとする。ただし、この位置での固定が困難である場合には、300mm以下で固定可能な位置でもよいものとする。

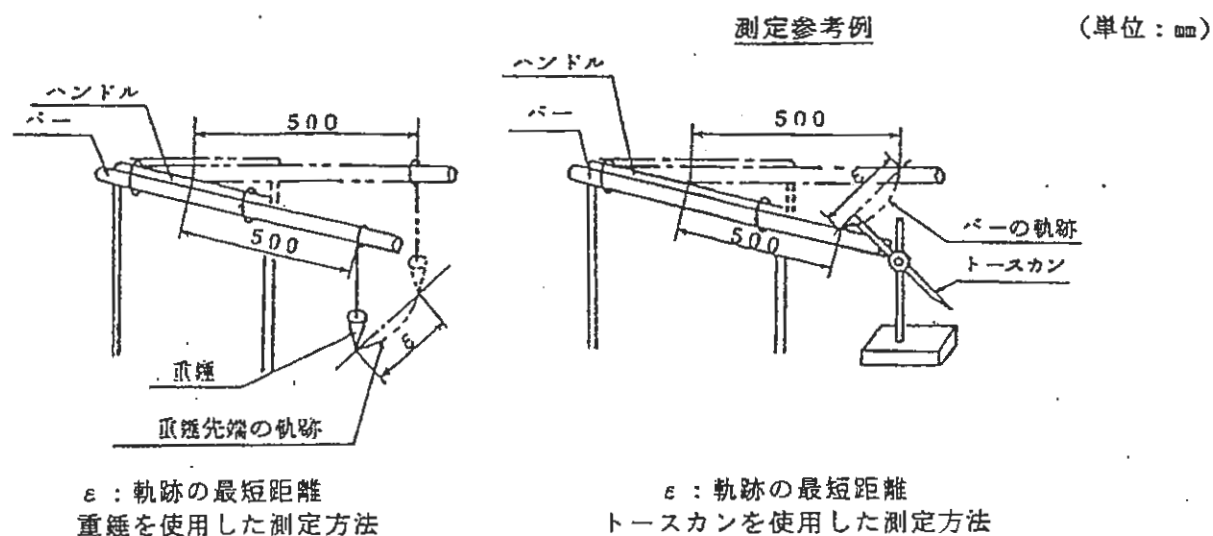


図5

4. (5) 基準

(イ) 「バッグ」には、金網、藤等で構成されているものも含む。

(ロ) バッグとフレームの取付方向の如何に関わらず、引張り方向は水平方向外向きとする。

(ハ) バッグの取り入れ口がファスナー式のものにあつては、ファスナーを閉めた状態で試験を行うものとする。

(ニ) バッグの取り入れ口は、本体の取り入れ口をいい、小物ポケットは含まない。

5. 基準確認方法

(イ) ハンドルを引く方向は、階段の路面と平行とする。

(ロ) ショッピングカートを引き落とす場合の1段当たりの速度は、1秒間で引き落とし、踏み面で2秒間停止させる。

6. 基準確認方法 (1) 及び (2)

- (イ) 最初の10分間はバッグに重りを入れない状態でドラムを回転させ、固定用のロックの緩みを確認する。
 - (ロ) 4輪のものにあっては、車輪の保持は、前輪又は後輪が段差を越えるときに上下動するのを阻害することがなく、試験中にショッピングカートの前後左右への著しい横ぶれがないように行う。
 - (ハ) 段差は回転ドラムの円周方向垂直に10mmを設けるものとする。
- (ニ) 走行耐久性試験機に製品のハンドル部を固定する際、固定部は段差を通過する際の上下動に追従して動く構造のものとする。

7. 基準

- (イ) 「耐食材料」とは、ステンレス鋼、アルミニウム合金等をいう。
- (ロ) 「防せい処理」とは、めっき、塗装等をいう。

8. 基準確認方法

本体に取り付けている付属品は、100Nの力で引っ張ったときに破損、外れなどがないこと。

V. 表示及び取扱説明書

1. 表示

- (イ) 横押し式の表示位置はバッグにふたのあるものについてはバッグのふた上部の内側に表示するか、又はバッグ内側の上部の見やすい位置に表示すること。
- (ロ) (4) バッグの載荷重は、(8) a) 「〇kg以上の重さを載せないこと」の記載により省略できる。
- (ハ) (6) 「品名」及び(7) 「用途」の文字は省略してもよい。(ショッピングカート、用途の内容は具体例もあげて記載すること。)
- (ニ) (7) 製品タグとは、製品購入時において見やすい箇所に添付するフダ等をいう。
製品タグは10Nの力で引っ張った時に外れないこと。
- (ホ) (7) 製品を収納する「カートンボックス等」とは、カートンボックスの他、製品梱包袋類も含む。
表示を行う梱包は消費者が購入する際の個装の最外装とする。(製品がポリ袋で包装されそれをさらにカートンボックスに収納されて販売する場合には、カートンケースに記載し、内装のポリ袋への記載は省略できる)
- (ヘ) (7) b) はシルバーカーと使用対象者の区別をするため「歩行に問題がない人が使用すること」と記載する。
- (ト) ・(8) b) ロックの色については、ロック部に容易に剥がれにくいシール等を用いてもよい。
・(8) c) 「引張り式」(かつ前後車輪の距離が300mm以下のもの)については、ハンドル付近の見やすい箇所に表示していることを確認する。
- (チ) (9) 進行方向を示す矢印等は、刻印、浮出しの他、容易に消えない印刷、または容易に剥がれないシール等であること。
ハンドブレーキなしであっても、左右兼用のもので、かつ前輪がキャスト構造のものにあっては同様に進行方向を示す矢印等を付けること。

2. 取扱説明書

- (イ) 前押し式及び横押し式のものにあっては、購入前の情報提供として、取扱説明書とは別に、(2) 品名及び(3) 用途について記載したものを添付すること。
なお、これについてはA5版以上、又は取扱説明書の表紙と同等以上の大きさのもの(折り畳んだものは折り畳んだ状態の大きさ)に記載したものを添付する。
また、取扱説明書等と一緒に添付する場合には、透明の袋等を用いて全文が外側から見えやすいようにすること。さらに(3) b)については、シルバーカーと使用対象者の区別をするため「歩行に問題の

ない人が使用すること」と記載する。

(ロ) 引張り式のものにあつては、(6) c) 項を記載しなくても差しつかえない。

(ハ) 購入前の情報提供として、カタログ、自社のHP等に目立つように掲載することが望ましい。